

記入上の注意

調査票の記入に当たっては、以下の事項を参照してください。

一般注意

1. 記入は、黒のボールペン又は鉛筆で、はっきりとわかりやすくお願いいたします。また、回答は、数値を記入していただくものと、○を付けていただくものがありますが、○は該当する番号又は記号に付けてください。
2. 本調査票は、事業所（工場等）ごとではなく**企業単位**で回答してください（農業事業体等は事業体単位でご回答ください）。
3. 営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、簡易回答票に記入した上で、必ず返送してください。
4. 数値記入の質問は、すべて令和6年度（個人事業者の方は令和6年中、法人事業者の方は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了した事業年度）の実績を記入してください。
なお、令和6年度の実績が出ていない場合には、直近年度の実績を記入してください（正確な数値が不明の場合であっても概算又は推定で記入してください）。
また、単位については以下のとおりとしてください。
(1) 重量は、kg未満を四捨五入して「kg」まで記入してください。
(2) 金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
5. 販売額については、以下のとおりとしてください。
(1) 販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあつては農産物販売額、漁業にあつては漁獲物販売額、林業にあつては林産物販売額、製造業にあつては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあつては商品販売額を、それぞれ記入してください。
(2) 販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
(3) 為替レートは、決算時のものを使用してください。
6. 具体的な記入例については、経済産業省もしくは農林水産省のホームページ掲載の記入例をご参照ください。
経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/research.html
農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_survey/index.html
7. 記入が終わりましたら、**6月30日(月)**までに、以下のいずれかの方法でご返送ください。
(1) 郵 送 同封の返信用封筒に入れ投函してください（簡易回答票はFAXでも構いません）。
(2) オンライン回答 e-Gov 電子政府の総合窓口へアクセスし電子調査票を入力および送信ください。

e-GOV
電子申請

e-Gov 電子申請 アクセスはこちら⇒ <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
トップページ> 手続検索> 「手続名称から探す」の検索欄に「容器包装」と入力し検索
> 検索結果で【容器包装利用・製造等実態調査】を、検索選択してください

〈調査票に関するお問い合わせ先〉

容器包装利用・製造等実態調査事務局 TEL 0120-380-641（土、日、祝日を除く、AM9:00～PM6:00）

■調査項目の説明■

「フェイスシート」【調査票、簡易回答票共通】

- (1) 本設問はすべての方が記入してください。
- (2) 「令和7年3月末時点での従業員数」には、容器包装の利用及び製造等を行っている部署以外を含む**すべての常時使用する従業員数**について該当する記号に○印を記入してください。
なお、常時使用する従業員とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であつて、その雇用契約上常雇である旨が積極ないしは消極に示されている者としてください。
したがって、事業主又は法人の役員、臨時従業員※は「常時使用する従業員」には含まれません。
＜※次のア～エに該当する場合を臨時従業員と考えてください＞
ア. 日々雇い入れられる者（但し、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
イ. 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者（但し、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
ウ. 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者（但し、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
エ. 試の使用期間の者（但し、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く）
- (3) 「令和6年度総販売額」には、容器の利用及び製造等を行っていない業務の分も含め、**営んでいるすべての業務の総販売額**に該当する記号に○を付けてください。なお、決算等の都合上、令和6年度総販売額の実績が出ていない場合には、令和5年度の実績を記入してください。

「1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について」【調査票、簡易回答票共通】

- (1) 本設問はすべての方が記入してください。
- (2) 記入する販売額の単位は百万円です。
- (3) 製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。
- (4) 商品の輸入を行っている場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」に含めて記入してください。ただし、医薬品製造業に該当する商品（例：医薬品、医薬部外品、生薬・漢方製剤）の中身を輸入して、容器包装を付して販売している場合には、その販売額を「III. 製造業としての販売額」に含めて記入してください。

「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」【調査票のみ】

- (1) ここでいう「容器」とはガラスびん（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル（食料品（しょうゆ・乳飲料・しょうゆ加工品・みりん風調味料・食酢・調味酢・ドレッシングタイプ調味料、料理酒・クッキングワイン（ただし食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により臭いが除去できるもの））用・清涼飲料用・酒類用）、紙製容器（飲料用で原材料としてアルミニウムが利用されていない紙製容器（以下「紙パック」という。））、段ボール容器を除く）、プラスチック製容器に限り、「包装」とは紙製包装、プラスチック製包装に限ります。詳細は5ページの「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。
- (2) 容器包装の「利用」及び容器の「製造等」は以下のとおりです。

＜容器包装の「利用」について＞

「利用」には、「農業、林業、漁業及び製造業に属する事業を行う事業者が、商品を国内で購入した容器包装を付して販売（出荷）する行為」、「卸売業及び小売業に属する事業を行う事業者が国内で購入した容器包装に、商品を入れて販売（出荷）する行為」及び「輸入業者等が容器包装に入った商品を輸入して販売（出荷）する行為」が含まれます。

（注）卸売業及び小売業に属する事業を行う事業者が、既に容器包装に入れられている商品を販売する行為（例：メーカー等で既に梱包された段ボール容器に入った製品の販売）や農家等が既に容器包装の付されている商品を使用する行為（例：農家のプラスチック製容器入り農薬等の使用）は、「利用」の対象になりません。

＜容器の「製造等」について＞

「製造等」には、「容器製造等事業者による容器の製造」、「容器利用事業者による容器の自社製造（インプラントの判断基準参照）」及び「輸入業者等による容器の輸入（容器に入った商品の輸入も含む。）」が含まれます。

※インプラントの判断基準

次の1)～3)の判断基準に基づいて特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

- 1) 特定容器利用事業者より依頼を受けて、印刷やラミネート等の加工が施されたプラスチックのフィルム若しくはシート又は印刷やラミネート等の加工が施された原紙のロール又はシートを特定容器利用事業者が包材メーカーから購入して利用する場合は、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）が特定容器製造等事業者である。
 - 2) 無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートを包材メーカーが特定容器利用事業者の規格に従い、スリット、裁断等の加工を加え、納入して販売した場合には、包材メーカー（特定容器利用事業者より依頼を受けた事業者）がその特定容器製造等事業者である。
 - 3) 特定容器利用事業者が、無地のプラスチックのフィルム若しくはシート又は無地の原紙のロール又はシートをメーカーより購入し、そのまま使用する場合又は自ら印刷、スリット等を施して利用する場合は、特定容器利用事業者が特定容器製造等事業者である。
- (3) 委託・受託関係にある場合の「利用」及び「製造等」の義務対象者の判断については8ページの参考2を参照してください。

「3 容器包装の利用の量及び販売額」について【調査票のみ】

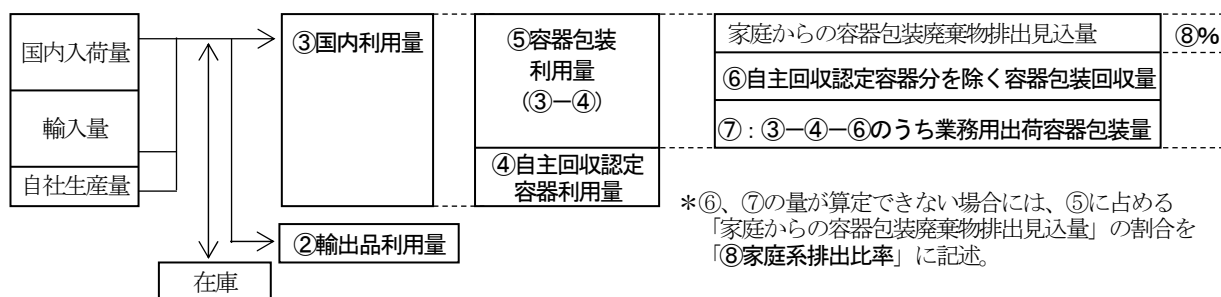
3-1 容器包装の利用の量及び販売額

3-2 容器の利用の量及び販売額

※3-1 へは2で「ア」、「オ」の欄に○を付けた場合、3-2 へは2で「イ」、「カ」の欄に○を付けた場合に記入してください。

※容器包装の利用商品が複数の業種にあてはまる場合、業種ごとに3-1 又は3-2 へ回答してください。業種が複数あり、回答欄が足りない場合はお手数ですが残りの業種分をコピーして、業種ごとに回答してください。

容器包装のフロー



(1) 「a. ガラスびん（無色）」～「h. プラスチック製包装」以外の容器包装（例えばアルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボール等）については記入していただく必要はありません。

(2) 「①容器包装利用商品販売額」について

容器包装の種類ごとに、それらを利用した商品（輸出されている商品を含めた）販売額の合計を記入してください（単位 百万円）。なお、1つの商品に複数種類の容器包装を利用している場合、容器包装ごとに商品販売額全額を記入してください。

(3) 「②輸出品利用量」「③国内利用量」について

1) ②は輸出品に付している容器包装の量を、③は国内出荷商品に付している容器包装の量を指します。

2) それぞれ商品の中身重量は含みません。

3) 複数素材の容器包装については、一般家庭で分離可能な容器は、素材ごとに分けて考えた上でそれぞれの該当する容器包装の欄ごとに利用量を記入してください。また、一般家庭で分離不可能な容器包装は、重量ベースで主たる素材の容器包装の欄に、その容器包装全体の利用量を記入してください。

分離可能な場合の例：プラスチック製キャップ及びラベル付きペットボトルを利用している場合、「f. プラスチック製容器」の欄にプラスチック製キャップの利用量(重量)を、「h. プラスチック製包装」の欄にプラスチック製ラベルの利用量を、「d. ペットボトル」の欄にペットボトルの利用量を記入してください。

4) 通い箱、ビールや清酒のプラスチック製の流通箱（P箱）などの商品の輸送のみを目的としており、商品及び空容器の保管・運搬及び回収用の器具として用いられる容器包装については、③に含めないでください。

5) 不明の場合であっても、概算又は推定で記入してください。

例1：代表的な商品1個あたりのおおよその容器包装の量を調べ、次の式などにより輸出品及び国内の利用量を求めてください。

$$\text{商品1個あたりのおおよその容器包装重量} \times \text{商品の出荷個数}$$

例2：代表的な商品に利用している容器包装の量を調べ、単位販売額当たりの容器包装量を算出して、次の式などにより輸出品及び国内の利用量を求めてください。

$$\text{単位販売額当たり容器包装量} \times \text{販売額}$$

(4) 「⑥自主回収認定容器分を除く容器包装回収量」について

容器包装の種類ごとに、委託して回収している場合あるいは、自ら回収している容器包装の量（回収されたものを購入している場合も含む）を記入してください。ただし、プラスチックトレーを回収している場合であっても、プラスチックトレーを「利用」していなければ記入する必要はありません。

(5) 「⑦：③－④－⑥のうち業務用出荷容器包装量」について

⑦とは「⑤容器包装利用量」のうち最終的に業務用に出荷される商品に付す容器包装の量を指します。

ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器包装の量のうち、⑥に該当する分がある場合は、その分（業務用容器包装回収量）を差し引いた量を記入してください。

※なお、自動販売機によって販売する商品の容器包装については、そのうち家庭で消費される量を見込んで（例えば、家庭消費量＝販売量－販売機横くずかごの回収総量）、業務用に出荷される容器包装の量を算出し、記入してください。

(6) 「⑧家庭系排出比率」について

⑥及び⑦の量がわからない場合には、⑤から⑥及び⑦を差し引いた量（家庭で消費される量）が、⑤の何パーセント程になるかを推定し、⑧欄に記入してください。

「4 容器の製造等の量及び販売額」について【調査票のみ】

（容器の製造等事業者又は輸入事業者向け）

※本設問は、2で「ウ」、「キ」の欄に○を付けた場合にのみ記入してください。

※容器の出荷対象業種が複数ある場合、業種ごとに回答してください。出荷対象となる業種が複数あり、回答欄が足りない場合はお手数ですが残りの業種分をコピーして、業種ごとに回答してください。なお、出荷対象業種は、製造した容器が利用される商品の業種です。したがって、容器そのものの卸売業は出荷対象業種には該当しないことにご注意ください。

容器のフロー



(1) 製造又は輸入している容器の種類（「a. ガラスびん（無色）」～「f. プラスチック製容器」）ごとに記入してください。なお、ここに掲げられていない容器（例えばアルミ製容器）、及び包装材については記入していただく必要はありません。

(2) 「②国内出荷量」及び「①容器の販売額」について

②とは「容器のフロー」に示すように、製造又は輸入している容器のうち国内に出荷される量です。また、

①は国内出荷量に対応する容器の販売額だけでなく、輸出分の販売額も含めてください（単位 百万円）。

※複数素材の容器については、一般家庭で分離可能な容器は、素材ごとに分けて考えた上でそれぞれの該当する容器の欄ごとに出荷量（販売額）を記入し、また、一般家庭で分離不可能な容器は、重量ベースで主たる素材の容器の欄に、その容器全体の出荷量（販売額）を記入してください。

分離可能な場合の例：アルミキャップ付きプラスチック製ボトルを製造している場合、「f. プラスチック製容器」の欄にのみプラスチック製ボトルそのものの製造量（重量）を記入してください（アルミキャップについては調査の対象外です）。

(3) 「③回収容器量」について

容器の種類ごとに委託して回収している場合あるいは回収されたものを購入している場合を含めた自ら回収している容器の量を記入してください。なお、他者に委託することなく、その他者が再商品化した原料を購入している場合は含めないでください。

(4) 「④：②－③のうち業務用出荷容器量」について

④は②のうち最終的に業務用に出荷される商品に利用される容器の量が判明している場合にのみ記入してください。ただし、業務用に出荷される商品に利用している容器のうち、③に該当する分がある場合は、その分（業務用容器包装回収量）を差し引いた量を記入してください。

(参考1) 容器包装に関する基本的な考え方

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第76号)は、平成18年6月15日に公布され、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成18年政令第364号)によって、平成18年12月1日からその一部が施行された。これに伴い、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する「容器包装」の定義が改正されたことから、容器包装に関する基本的な考え方を示すものである。

1. 「容器包装」について

法第2条第1項 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。)であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

本法の「容器包装」に該当するか否かは、以下の観点から判断される。

- (1)「容器」又は「包装」に該当するか
- (2)「商品の容器及び包装」に該当するか
- (3)「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

(1)「容器」又は「包装」に該当するか

「容器」又は「包装」に該当するか否かは、基本的には社会通念上、「物を入れ、又は包むもの」といえるか否かにより判断される。また、他の部分と一体となって、「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されるもの(栓、ふた、中仕切り等)も「容器」又は「包装」に該当する。「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているか否かは、他の部分との物理的な一体性や商品を保護又は固定する機能の有無等の観点から判断される。

<該当しないものの具体例>

①物を入れても包んでもいないもの

- ・焼き鳥の串、アイスキャンデーの棒
- ・ラップフィルムの芯、トイレトペーパーの芯
- ・ラベル(飲料等に付されているシュリンクラベル(商品名等を表示している胴巻き)は該当)、ステッカー、シール(キャップシール、ワイン等の金属製シールを含む)、テープ類(包んでいて認識されるもの及び袋の口を留めている等、ふたの役割をしているものは該当)
- ・ひも、バンド(ふたの役割をしているものは該当)
- ・野菜の結束用テープ、靴下の帯状ラベル
- ・釘、ピン、ホチキスの針
- ・飲料用ストロー
- ・弁当のスプーン、割り箸、お手拭き
- ・能書、説明書(容器の一部として商品の保護固定に用いられているものは該当)
- ・のし紙(包装紙と兼用のものは該当)
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤
- ・フック(容器の一部として用いられるものは該当)

②他の部分と物理的に分離されており、他の部分と一体となって「物を入れ、又は包むもの」の一部として使用されているとは解されないもの

- ・にぎり寿司の中仕切り(緑色のプラスチックフィルム)

③商品が抜かれるとバラバラになってしまい、段ボール箱等と一体と

なって「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成しているとは解されないもの

- ・比較的小型の発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等で、多数段ボール箱等に詰めることにより商品との空間を埋めるもの

<該当するものの具体例>

①容器の栓、ふた、キャップ、中ぶた、シール状のふた等(通常、他の部分と一体となって、商品を保護する機能を有すると考えられることから該当)

- ・PETボトルのキャップ、ガラスびんの王冠
- ・金属缶のタブ(飲み口部分のもの)、缶詰のタブ(口全体のもの)
- ・カレー粉の缶のふた、贈答用海苔の缶のふた
- ・デコレーションケーキの箱のふた、贈答用紙箱の上ぶた
- ・名刺ケースのふた
- ・カップ焼きそばのふた、カップラーメンのふた、プリンのふた
- ・エアゾール缶のオーバーキャップ、ノズル
- ・ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分
- ・住宅用洗剤等に付属するトリガー(引き金式のノズル)部分
- ・食パン等の袋の口を留めるための留め具
- ・液状化粧品ボトルの中ぶた
- ・テニスボールケースの中ぶた
- ・チューブ入り調味料の口のシール
- ・紙パックストロー挿入口のシール

②中仕切り、台紙等(通常、他の部分と一体となって、商品を保護又は固定する機能を有していることから該当)

- ・菓子用、贈答用箱中の台紙、中仕切り、上げ底、合紙
- ・部品の型枠
- ・クレヨンケースの中敷
- ・消臭剤、芳香剤等のケースを組み込んだ台紙
- ・容器に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙
- ・容器に入れられた靴の型くずれを防ぐための紙製又はプラスチック製の詰め物
- ・バック等に入ったいちご等の露出面を覆ったフィルム
- ・缶ビール6缶を束ねるケーシング(プラスチック製器具)
- ・食品トレーとともに用いられる吸水シート
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当に用いられる透明のプラスチックフィルム
- ・バター等の表面を覆った紙製フィルム
- ・プリスターバックの台紙
- ・蒸し饅頭の敷き紙

③発泡スチロール製又は紙製の緩衝材等(他の部分との一体性や商品を保護又は固定するための機能の有無等に応じて判断)

- ・立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、「物を入れ、又は包むもの」の形状を構成していると解されるもの
- ・シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1/2を越えているもの(「物を包むもの」であると解される)
- ・果物等に使われるネット状のもの(「物を入れ、又は包むもの」であると解される。ネット状の包装については、ネットの空間部分を含む面積を当該包装の面積とする)

(2)「商品の容器及び包装」に該当するか

「商品の容器及び包装」、すなわち「商品」を入れ、又は包むための「容器」又は「包装」に該当するか否かは、

①入れられるもの又は包まれるもの(以下「中身」という)が「商品」であるか否か、

②その「容器」又は「包装」が、それと同時に提供される「商品」を入れ、又は包むためのもの(中身の商品と一体性を有するもの)であるか否か

といった観点から判断される。

また、飲料パックのストローの袋など中身が「商品」の一部と解されるものである場合も、「商品の容器及び包装」に該当する。

さらに、中身の商品との一体性を有するものとは、一般的に、その中身の商品を入れるためだけに提供される「容器」又は「包装」であり、例えば、ある中身の商品を入れるために提供されるマイバッグは、そのマイバッグの提供を受けた者により他の中身の商品を入れるために繰り返し使用されるものであるため、その中身の商品との一体性を有するものには該当しない。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」又は「包装」であっても、それと同時に購入される商品を入れ、又は包むためのもの、すなわち中身の商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器及び包装」に含まれることが明示された。

＜該当しないものの具体例＞

①中身が商品(の一部)でないもの

- ・手紙やダイレクトメールを入れた封筒
- ・景品、賞品、試供品(表示等により明確に通常の商品と分けられるもの)を入れている、又は包んでいる「容器」又は「包装」
- ・家庭において物を入れ、又は包むために使用される「容器」又は「包装」
- ・有価証券(商品券・ビール券等)を入れた袋又は箱
- ・切符、郵便切手、入場券、テレホンカード等の役務(サービス)の化体した証券を入れる袋
- ・金融機関等で配布される現金を入れる袋
- ・クリーニングの袋
- ・宅配便の「容器」又は「包装」(通信販売において使用される「容器」又は「包装」は該当)
- ・クレジット会社の会報等を入れた封筒
- ・ビデオ、CDのレンタルの際に使用される袋
- ・フィルムのネガを入れた袋
- ・病院内で提供される薬袋

②中身の商品と一体性を有しないもの

- ・かばん、マイバッグ(買い物かごの形状のものを含む。同時に販売する商品を入れるためだけではなく、その容器又は包装の購入者が別に用意したものや別に購入する商品を入れるためのもの)

＜該当するものの具体例＞

①中身が商品(の一部)であるもの

- ・飲料パックのストローの袋
- ・弁当のスプーンの袋、割り箸の袋、お手拭きの袋
- ・能書、説明書、保証書の袋

②中身の商品と一体性を有するもの

- ・中身の商品の販売時にその商品を入れるために提供するレジ袋や紙袋等(その販売する商品を入れるために有償で提供するレジ袋や紙袋等も該当)

(3)「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか

「当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」に該当するか否かは、一般的に、

① 中身の商品が費消され、又は中身の商品と分離される場合が想定され、

② その場合に当該商品の購入者にとって当該「容器」又は「包装」が不要になるか否か、

という観点から判断される。

また、不要になるか否かは、持ち運びや保管時の安全、品質保持等に支障を来すか否か等の観点から判断される。

＜該当しないものの具体例＞

①通常、商品の一部であるため費消又は分離されることが想定されないもの

- ・ボールペンの軸
- ・日本人形のガラスケース、ボトルシップのボトル
- ・硬プラスチック製の植木鉢[皿を含む]
- ・紅茶等のティーバッグ
- ・乾燥剤、脱酸素剤、保冷剤を直接入れた個袋
- ・付箋紙の台紙
- ・カレンダーの台紙
- ・消火器
- ・使い捨てライター
- ・レンズ付きフィルムの本体
- ・薬、薬用酒等に添付されている計量カップ
- ・洗剤等に添付されている計量カップ

②通常、持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・コンパクト・ディスク、ミニディスク、カセットテープの紙製又はプラスチック製のケース
- ・楽器、カメラ等のケース
- ・テニスラケットのケース
- ・電動工具のケース
- ・積木箱

③通常、保管時の安全や品質保持等に支障を来すため分離しても不要にならないもの

- ・複数冊のポケット式アルバムをまとめて入れるケース
- ・書籍の外カバー
- ・着物ケース
- ・歯磨きのトラベルセットや化粧品携帯用ポーチ
- ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
- ・万年筆の保管用ケース
- ・小型家電製品等(シェーバー、ドライヤー等)の収納ケース

＜該当するものの具体例＞

①通常、商品が費消された場合に不要になるもの

- ・ポケットティッシュの個袋
- ・口紅、マスカラ、スティックのり、スティック状のリップクリームの入れ物
- ・飲料、納豆、プリン、ヨーグルト等のマルチパック
- ・目薬の携帯ケース
- ・キャラクターの形をしたシャンプーの容器
- ・キャラクターの絵が描かれたガラスびん等の容器
- ・コピー、レーザープリンターのトナー容器
- ・インスタントカメラのフィルムカートリッジ
- ・エアゾール缶
- ・防虫剤、脱臭剤の容器
- ・病院外の薬局で処方される薬袋

②通常、商品と分離された場合に不要になるもの

- ・玩具の空箱
- ・苗木等販売用の軟プラスチック製鉢
- ・靴の空箱
- ・家電製品等の空箱
- ・背広カバー

2. 特定容器について

法第2条第2項 この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器(商品の容器自体が有償である場合を含む。)であるものとして主務省令で定めるものをいう。

本法の「特定容器」は「容器包装」のうち主務省令(容器包装に係る分

別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という)第1条及び別表第1)により定められた形状等に該当するものである。

なお、改正後の法においては、有償で提供される「容器」であっても、それと同時に販売される商品を入れるためのもの、すなわち商品と一体性を有するものとして提供される場合には、「商品の容器」に含まれることが明示された。

「特定容器」が属する容器包装区分に係る「特定分別基準適合物」については、特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の双方に再商品化義務が課せられる。

＜該当するものの具体例＞

- ・乾電池等のマルチシュリンク
- ・たばこ等のオーバーラップ
- ・ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の集積包装
- ・スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店等において商品の販売時に(その商品を入れるために)提供されるレジ袋や紙袋(それ自体が有償である場合を含む)
- ・エアゾール製品等のシュリンクパック
- ・カップめん等のシュリンクパック
- ・飲料、乳製品等のマルチシュリンク
- ・飲料等に付されている分離不可能なシュリンクラベルで、「容器」の一部として使用されるもの
- ・宅配ピザの宅配に使用される紙製容器
- ・「容器」に入れられたワイシャツの襟部分を固定するサポーター、内側の紙等
- ・「容器」の中に入れられている靴下に付けられている厚紙及びフック
- ・菓子箱の中で使われている合紙
- ・鮮魚や精肉のトレーに用いられる吸水シート
- ・「容器」の中に入れられ商品を固定している発泡スチロール製の型枠
- ・「容器」の中に入れられ商品を保護しているエアークッション

＜該当するものの具体例＞

- ・デパート等の小売段階で商品を包む包装紙(商品の販売時に(その商品を入れるために)提供される有償の包装紙も該当)
- ・生鮮食料品にトレーと同時に用いられるラップフィルム
- ・ハンバーガー、キャラメル、石鹸等の個包装紙
- ・飴等の個包装に用いられる端をひねってある紙やプラスチックフィルム
- ・コンビニエンスストア等で販売される弁当を包むストレッチフィルム
- ・鉛筆や乾電池等に用いられるスリーブ(両端開放)状のシュリンクパックやストレッチフィルム
- ・板ガム、チョコレートの胴巻き
- ・缶ビール6缶を束ねるスリーブ(両端開放)状の紙
- ・缶詰の紙ラベル(本体容器と分離可能で、缶詰全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えるもの)
- ・家具等の販売の際に使われるエアークッション(容器の中に入れられ商品の保護を目的としているものを除く)
- ・ペットボトルの分離可能なシュリンクラベル(商品名を表示している胴巻き)

＜用語の説明＞

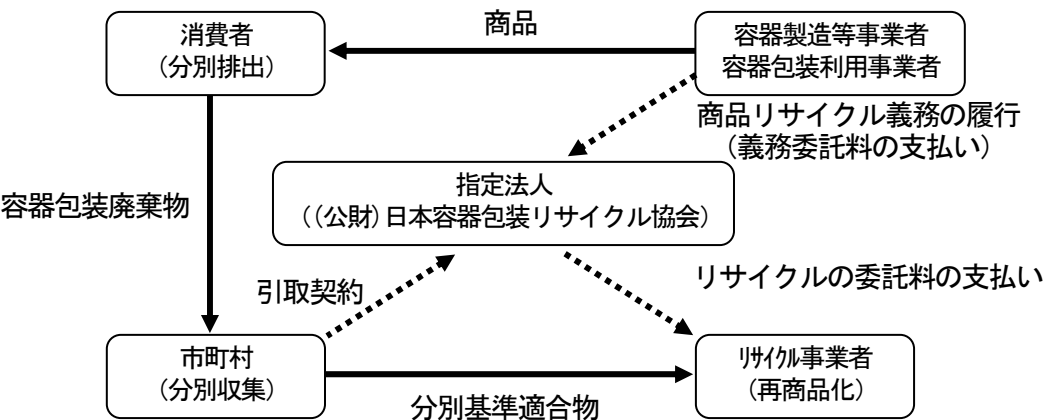
- ・シュリンクパック
熱で収縮させたプラスチックフィルムによる容器包装
- ・マルチシュリンク(パック)
複数商品のシュリンクパック
- ・集積包装
複数商品をシュリンクパック以外の手法で束ねたもの
- ・ストレッチフィルム
手あるいは機械で伸ばし広げて使用されるプラスチックフィルム
- ・合紙
2段3段重ねの商品の間に敷いた紙
- ・分離可能なシュリンクラベル
シュリンクラベルにミシン目を入れる等、消費者が器具等を使用せずに容易に取り外せるもの

3. 特定包装について

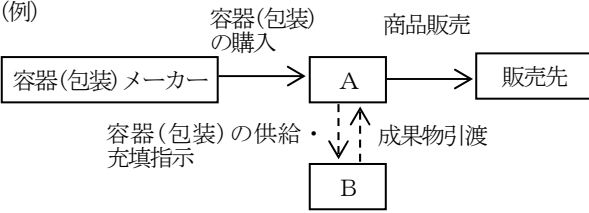
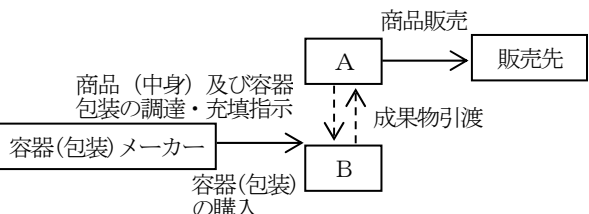
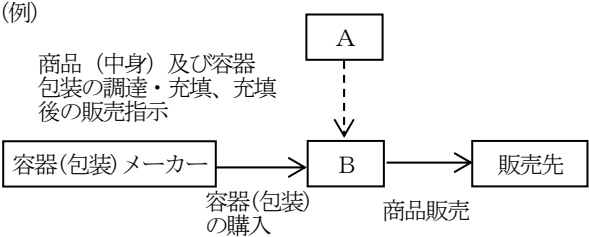
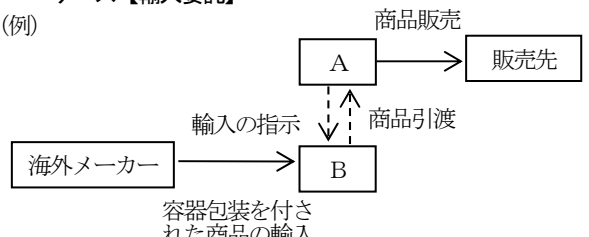
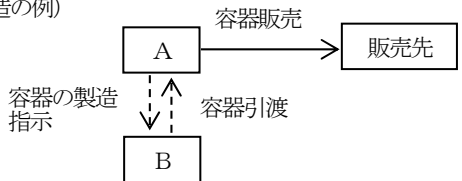
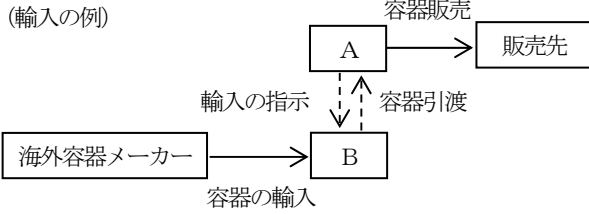
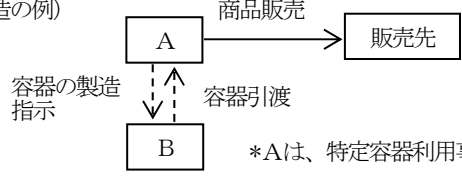
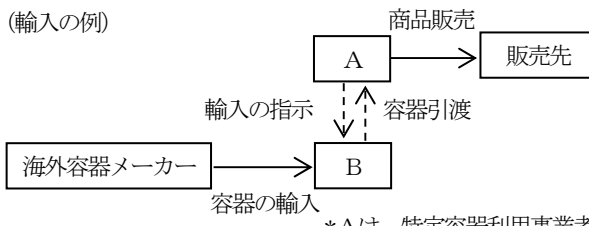
法第2条第3項 この法律において「特定包装」とは、容器包装のうち、特定容器以外のものをいう。

本法の「特定包装」は「容器包装」のうち「特定容器」以外のものである。

(参考) 容器包装リサイクル法のスキーム図



(参考2) 委託・受託関係にある場合の義務対象者について

1. 利用に係る委託	2. 製造等に係る委託
◎その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為のうち他の者の委託を受けて行うものは、原則として、再商品化義務の対象から除かれる。 (1) AがBに対し当該商品(中身)を容器包装に充填する行為のみを委託するケース【充填委託】 (例)  Bは、充填する行為のみを受託するわけであり、容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は常にAとなるため、Aを利用事業者とする。 (2) AがBに対し当該商品(中身)及び容器包装を調達し、容器包装に充填する行為を委託し、さらに内容物が充填された商品をAに引き渡すケース【プライベートブランド等】 (例)  Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを利用事業者とする。 (3) AがBに対し当該商品(中身)を容器包装に充填し、さらにそれを販売する行為を委託するケース【販売委託】 (例)  Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを利用事業者とする。 (4) AがBに対し容器包装を付された商品の輸入を委託するケース【輸入委託】 (例)  輸入する商品について容器包装を実質的に決定し、実質的に用いた者は、A、Bいずれの場合も考えられる。具体的には、Aが当該容器包装の素材、構造、自己の商標の使用に関し指示をした場合はA、それ以外はBを利用事業者とする。	◎特定容器を製造等する行為のうち他の者の委託を受けて行うものは、原則として、再商品化義務の対象から除かれる。 ◎なお、特定容器利用事業者が容器製造メーカーに対して特定容器の製造を委託した場合には、以下に示すとおり、受託者たる特定容器を製造する事業者を特定容器製造等事業者とする。 (1) A(特定容器利用事業者以外)がBに対し特定容器の製造又は輸入を委託するケース (製造の例)  (輸入の例)  Aが当該容器の素材、構造、自己の商標の使用等に関し指示をした場合はA、それ以外はBを製造等事業者とする。 (2) A(特定容器利用事業者)がBに対し特定容器の製造又は輸入を委託するケース (製造の例)  (輸入の例)  特定容器利用事業者(A)からの容器の製造についての指示の有無、程度等を問わず、常に容器製造メーカー(B)を特定容器製造等事業者とする。